

京都市教育長訓令甲第8号

事務局

教育機関

京都市教育委員会事務局及び教育機関の職員の勤務時間等に関する規程の一部を次のように改正する。

平成28年3月31日

京都市教育長 在田正秀

別表総合教育センターの項中

「
交替に
午前8時45分から
午後5時30分まで
正午から午後8時4
5分まで
午後0時30分から
午後9時15分まで
」

を

「
交替に
午前8時45分から
午後5時30分まで
午前11時30分か
ら午後8時15分ま
で
午後0時30分から
午後9時15分まで
」

に改める。

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

(教育委員会事務局総務部総務課)